

バリアフリー基本構想に基づく

## 交通安全特定事業計画

～和歌山県公安委員会～

和歌山県公安委員会では、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第3条の規定による基本方針及び同法第36条の規定に基づき、また、市町村が作成したバリアフリー基本構想に即して交通安全特定事業計画を定め、信号機等のバリアフリー化事業を実施しています。

### 紀ノ川駅周辺バリアフリー基本構想に基づく 交通安全特定事業計画の概要

○ 紀ノ川駅周辺を中心とした重点整備地区内の生活関連経路において、以下の事業を実施します。

#### 1 交通安全特定事業を実施する道路の区間

路線名	区間
県道150号紀ノ川停車場平井線	市小路南交差点から和歌山大学前5号踏切北を経て紀ノ川駅北までの区間
県道152号紀ノ川停車場線	和歌山大学前5号踏切北から河北コミュニティセンター前交差点までの区間
市道野崎40号線	県道152号紀ノ川停車場線和歌山大学前5号踏切南から福島浄水場前交差点までの区間
市道野崎145号線	福島浄水場前交差点から和歌山福島郵便局前までの区間

## 2 実施する事業の内容

路線名	実施する事業の内容
県道150号紀ノ川停車場平井線	一時停止規制標識（自発光標識）の設置
県道152号紀ノ川停車場線	横断歩道標識（自発光標識）の設置 視覚障害者用付加装置の整備
市道野崎40号線	横断歩道標識（自発光標識）の設置
市道野崎145号線	横断歩道標識（自発光標識）の設置

## 3 実施予定時期

令和6年度から令和10年度まで

## 4 その他交通安全特定事業の実施に際し配慮すべき重要事項

### (1) 高齢者、障害者等からの意見の聴取

重点整備地区内の官公庁及び福祉施設等を利用する高齢者・障害者、地元住民、学識経験者、高齢者・障害者関連団体の代表者、その他道路利用者等から意見聴取を実施するよう努める。

### (2) 関係機関との連携の強化

相互の事業の進捗状況を確認するため、和歌山市等の関係機関と意見交換を行うとともに、定期的に事業の検討及び点検を行う。

### (3) 周辺の交通規制等との整合性の確保

信号機の整備に当たっては、周辺の既設信号機及び横断歩道の位置を把握し、隣接信号機との制御方式の整合性を確保するとともに、歩行者の動線を調査し、必要な場合には信号機、横断歩道の移設等を検討する。

また、交通規制の実施に当たっては、周辺の交通規制について、交通流の整序化が図られるよう、周辺道路へ与える影響を定期的に調査し、必要な周辺の交通規制の見直しを実施する。